

中川村農振除外に関するガイドライン

令和3年12月策定

令和4年4月改定

中川村では、農業の振興を図るため優良農地として守っていく必要がある農地を「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき「農用地区域」として設定しています。

通常、農用地区域の農地を農業以外の目的で利用することはできませんが、住宅を建設するなど、やむを得ず他の目的に利用する場合は、除外（「農業振興地域整備計画」の変更）の手続きが必要になります。

1 除外できる要件

農振農用地は、農業振興のため「農地を守る」立場で設けられており、その農地が除外要件等のすべてを満たす場合のみ除外が認められ、転用が可能となります。従って、申請されたすべての案件が認可されることは限らず、審議の過程で案件によっては除外不適当とされる場合もありますので、土地選定は慎重に行ってください。

なお、申請に際しては、次の要件をすべて満たしていかなければなりません。

- (1) 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること（必要性・代替性）。
- (2) 農用地の集団化・農作業の効率化そのほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (3) 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。

2 太陽光発電施設の設置を目的とした除外について

現在、太陽光発電施設（當農型発電施設を含まない）設置に係る農地転用手続きについては、第1種農地については許可になりません。

第1種農地とは、10ヘクタール以上の規模の一団の農地や、過去に土地改良事業等の対象となった土地をいいます。別に定める要件を満たすと第2種農地、第3種農地となる場合がありますが、1筆毎に判断することとなります。

また、発電出力が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期に近接した場所に設置する太陽光発電の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合も含む）の太陽光発電施設を設置する目的で農振除外を申請する事業計画者は、中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例（以下、「条例」と言います。）に基づき、条例第9条第1項に定める事前協議および、第10条第1項に定める周辺関係者への説明会を開催し、関係書類の写しを農振除外申請書と共に提出して下さい。

3 除外する土地選定における注意事項

(1) 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度対象地について

中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度の対象となっている農地を農振除外後、農地転用すると、交付金の返還が必要になる場合があります。

対象農地であるかどうかは、土地所有者や耕作者へ確認いただか、産業振興課へお問い合わせ下さい。

(2) 農業者年金（経営移譲年金）について

農業者年金（経営移譲年金）を受給している方が所有する農地を転用した場合、農業者年金が支給停止となる場合がありますので、事前に農業委員会へご確認ください。

4 申請手続き

農振除外申請は、産業振興課農政係に申請書及び関係書類を提出してください。毎年9月・3月に開催される農業振興審議会にて除外申請の審議を行います。申請は随時受付しておりますが、提出期限は審議会の開催に合わせて年2回設定しており、標準的な処理期間は、各提出期限から概ね6～8ヶ月となっています。(関係機関との協議については、相当の日数を要する場合がありますので、あくまでも目安としてください。)

(1) 受付期間

毎年8月1日から8月31日、2月1日から2月28日または29日（最終日が休日の場合は、直前の開序日が締切日となります。）

※事前に県との協議や現地確認を行いますので、計画の段階で早めにご相談下さい。

(2) 必要書類

- ① 申請書
- ② 土地登記全部事項証明書（登記簿謄本）
- ③ 公図写し（隣接地の所有者名と地目を記入）
- ④ 位置図
- ⑤ 付近の見取り図（住宅地図等）
- ⑥ 施設配置図（公図等に書き込む）
- ⑦ 設計図（平面図、立面図）
- ⑧ 隣接農地関係者承諾書
- ⑨ 申請確認書（地元農業委員の確認書）
- ⑩ その他必要な書類

【太陽光発電施設の設置を目的とした除外の場合】

上記①～⑨のほか中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例に定める下記の書類

⑩条例第9条第1項に定める太陽光発電事業計画事前協議書（様式第1号）

⑪条例第10条第2項に定める太陽光発電事業計画事前説明結果報告書（様式第2号）

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。